

最低制限価格の算定方法の改定について

1.対象

原則として受注希望型競争入札（一般競争入札）に付する建設工事全てを対象とします。

2.最低制限価格設定の表示

最低制限価格の設定は、入札公告に適用の有無を記載します。

3.最低制限価格の算定方法

令和4年3月4日付け改正「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の基準を準用し、下記のとおり算定します。

	最低制限価格(税抜き)の算定方法
建設工事	①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の68% ※上記①～④の合計額 ※①～④の各段階で端数処理（1円未満を切り捨て）を行い、①～④の合計額に対しては1万円未満を切り捨てる。

※上記算定式による額が、予定価格の92%を超える場合は92%の額とし、75%に満たない場合は75%の額とする。

（1万円に満たない端数があるときは、1万円未満を切り捨てる。）

4.最低制限価格の公表

最低制限価格の金額については事後公表とします。

5.実施時期

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

最低制限価格算出例

算出例

予定価格（税抜）	9,990,000 円
直接工事費	5,990,000 円
共通仮設費	1,000,000 円
現場管理費	1,400,000 円
一般管理費等	1,600,000 円

計算式

（1万円未満切り捨て）

直接工事費について	5,990,000 × 9.7/10 = 5,810,300.00	→	5,810,300
共通仮設費について	1,000,000 × 9/10 = 900,000.00	→	900,000
現場管理費について	1,400,000 × 9/10 = 1,260,000.00	→	1,260,000
一般管理費等について	1,600,000 × 6.8/10 = 1,088,000.00	→	1,088,000
		計	9,058,300
		→	9,050,000 …①

（1万円未満切り捨て）

最低制限価格の上限について	9,990,000 × 9.2/10 = 9,190,800	→	9,190,000 …②	〃
最低制限価格の下限について	9,990,000 × 7.5/10 = 7,492,500	→	7,490,000 …③	〃

- ①で算出した金額が②～③の範囲であれば①
- ①が②を超えるまたは③を下回る場合には上下限が②もしくは③となる
- ・ ③（下限） ≤ ① ≤ ②（上限）
- ・ 以上から、最低制限価格は **9,050,000 円**（1万円未満切り捨て）
- ・ 最低制限価格を下回る額での応札者は失格